様式第二十一（第51条関係）

【書類名】　特許料軽減申請書（産業競争力強化法）

（【提出日】　平成　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【出願の表示】

　　【出願番号】

【申請人】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

【代理人】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

【申請の理由】

【納付年分】　第　年分

【提出物件の目録】

【技術の分野】

〔備考〕

1　用紙は、日本工業規格Ａ列４番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線又はけい線等を記載してはならない。

2　余白は、少なくとも用紙の上に６cm、左右及び下に各々２cmをとるものとし、原則として左右の余白については各々2.3cmを超えてはならない。

3　文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明瞭にかつ容易に消すことができないように書く。また、「」、「】」、「▲」又は「▼」を用いてはならない（欄名の前後に用いる「【」又は「】」を除く。）。

4　「【出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、特許料の第１年分から第３年分まで又は特許料の第１年分から第３年分までと同時に第４年分以降を申請するときは「特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように特許出願の番号を記載し、設定登録後に特許料の第４年分以降を申請するときは「【出願の表示】」を「【特許番号】」とし「特許第〇〇〇〇〇〇〇号」のように特許番号を記載する。

5　識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設ける必要はない。

6　「【住所又は居所】」は、都道府県郡市区町村番地住居番号のように詳しく記載する。

7　氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、可能な限り片仮名で振り仮名を付ける。

8　「【氏名又は名称】」は、自然人にあっては、氏名を記載する。法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。

9　日本に事務所又は営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の次に「【事務所】」又は「【営業所】」の欄を設けて、事務所又は営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

10　代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と記載し、弁護士のときは「【弁護士】」と記載する。

11　代理人によらないときは「【代理人】」の欄を設ける必要はない。

12　「【代理人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を設けて記載する。

　【代理人】

　　【識別番号】

【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

13　「【申請の理由】」の欄には、「特許料の軽減（産業競争力強化法第75条第１項）」のように記載する。

14　「【提出物件の目録】」の欄には、手続に係る書類名及び当該書類の通数を記載する。

15　「（【提出日】　平成　　年　　月　　日）」には、可能な限り提出する日を記載する。

16　とじ方は可能な限り左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるよう、ホッチキス等を用いてとじる。

17　申請書等が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。

18　各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き又は行間挿入を行ってはならない。

19　第五十六条の規定により添付書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄の次に「【物件名】」の欄を設けて、当該添付書面の書類名を記載し、更にその次に「【援用の表示】」の欄を設けて、援用される当該添付書面が提出された手続に係る出願の表示を記載する。また、２以上の添付書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を設けて記載する。

【物件名】
【援用の表示】
【物件名】
【援用の表示】

20　「【技術の分野】」の欄には、当該発明の属する技術の分野を以下の第１項から第39項までの中から選択し、項番号を記載する。なお、技術の分野が複数ある場合は、全て記載する。

第１項（時計・計測一般、測長・測量、距離測定、電気の測定等）
第２項（電子管、表示制御、可変情報表示装置、焼付・現像・投影、半導体露光、原子力等）
第３項（機械分析、化学分析、物理分析、医療診断機器等）
第４項（電子写真（材料）、マーキング、写真、フォトレジスト、光学素子（レンズ、プリズム、フィルター等）・光学機器（望遠鏡、顕微鏡、眼鏡等）、カメラ、ＥＬ（エレクトロルミネセンス）技術等）
第５項（光ファイバー、レーザー、発光素子、受光素子、光ビームの制御、液晶等）
第６項（電子写真（工程・制御）、印刷、プリンター等）
第７項（耕耘・移植、収穫・脱穀・穀粒の処理、畜産・水産、木材加工・栽培、水工、基礎工、掘削、陸路、トンネル等）
第８項（パチンコ・スロットマシン、運動・遊具、ゲーム・玩具、事務用品、教習具、時刻表・ラベル・広告等）
第９項（建築構造・部材、建築物等の仕上げ、特定目的建築物（駐車場等）、施工、錠、建具、家具、サニタリー等）
第10項（制御・警報、電気自動車、ナビゲーション、交通制御、電動機・発電機、電動機・発電機の制御、電路の調整（交直変換、電流・電圧の調整）等）
第11項（内燃機関の制御、燃料の供給、エンジンの弁・シリンダ・ピストン、タービン、吸排気、流体機械等）
第12項（自動車（車体の構造）、鉄道、二輪車、船舶、航空・宇宙、武器、レスキュー、操向、サスペンション、車輪、事故防止・保守、弁一般、液体分配器、油圧等）
第13項（継手・クラッチ、軸・軸受、伝動装置の構造・制御・配置・操作、ブレーキ、固

着、緩衝、防振、シール・圧力容器等）
第14項（工作機械、ＮＣ（数値制御）、マニプレータ、手工具、生産管理、プレス加工、レーザ加工・溶接、放電加工、非金属の加工、半導体材料の機械的処理、マイクロマシン等）
第15項（運搬・貯蔵装置、エレベーター、クレーン、フォークリフト、破砕・粉砕、噴霧装置、塗布装置、自動組立、ウエハ等の取扱い（移送等）、印刷回路とその製造、電気部品の実装、電気装置（パーソナルコンピュータ、携帯電話等）の筐体等）
第16項（紙送り（給紙・搬送・排紙）、繊維機械、被服、包装機械、紙製品の製造、包装体、容器、大型容器（コンテナ、タンク等）等）
第17項（家庭用電気機械器具（掃除機、食器洗機、洗濯機、アイロン等）、清掃、コネクタ、照明、スイッチ等）
第18項（燃焼、電気加熱、ストーブ、レンジ、暖房、ボイラ、乾燥、調理機器、肉・魚・野菜の加工、冷凍、ヒートポンプ、製氷、冷蔵庫、空気調和、加湿、換気、ダクト、熱交換、管一般等）
第19項（処置具、衛生・介護、注入・内服、治療、物理療法、補綴、チェック装置、陳列棚、生活必需品、シート、ベッド等）
第20項（無機化合物、単結晶成長、蒸着、触媒、ガラスの製造・組成・表面処理、セメント・コンクリートの組成・成形、セラミックス（焼結体）の組成・成形等）
第21項（圧延・引抜き、鋳造、金属の表面処理、電解による処理、半導体の実装（ボンディング、容器・封止、リードフレーム、マウント基板等）、半導体の製造（エッチング、膜の形成、試験・測定等）等）
第22項（精錬、合金、熱処理、炉一般、はんだ・溶接材料、電池、電線等）
第23項（半導体素子、半導体集積回路、超電導素子、半導体素子の製造工程（アニール、イオン注入、再結晶化、電極・配線の形成等）等）
第24項（化粧料、製剤・医療材料等）
第25項（遺伝子工学、ペプチド・蛋白質、食品・飲料、微生物・酵素、植物・動物等）
第26項（水処理、固体廃棄物処理、消火剤、ガス分離・排ガス処理、濾過・濾過材、固体の分離、液分離、同位体分離等）
第27項（有機化合物の製法、農薬、肥料、染料・染色、石炭・石油・燃料・火薬、潤滑剤、洗剤・油脂・香料、塗料、接着剤・接着テープ、顔料等）
第28項（重合・触媒、付加系高分子化合物、縮合系高分子化合物、高分子化合物の組成物、高分子の処理等）
第29項（タイヤ、プラスチック成形、塗装方法、繊維、加工紙、積層体、皮革等）
第30項（有機化合物、医薬等）
第31項（電子商取引、情報検索、言語処理、暗号等）
第32項（計算機細部、マンマシンインターフェイス、特殊計算機、演算、入出力制御、抵抗器、磁石・インダクタンス、コンデンサ等）
第33項（アーキテクチャ、プログラム管理、データの誤り検出・訂正、電線の据付、記憶制御、静的記憶装置、ＩＣカード等）
第34項（伝送方式、移動無線通信システム、フィルタ、伝送細部、増幅器等）
第35項（電話システム、交換、遠隔制御、電力系統、マイクロ波等）
第36項（符号変換、デジタル変調、データ伝送、パルス回路、通信ネットワーク等）
第37項（電子楽器、カラオケ、音響機器、音声の認識・合成、動画記録、ビデオカメラ、デジタルカメラ、テレビジョン（信号の符号化、双方向、受信機等）等）
第38項（ＣＧ、ＣＡＤ、画像認識、ファクシミリ等）
第39項（磁気テープ、磁気ディスク、光（光磁気）ディスク、磁気ヘッド、記録・再生装置、記録・再生のための信号処理、索引・編集等）